

[illegible]

第三十三 条第二項	又は第二 項の業務 及び契約 並びに契 約弁護士 等	若しくは 第二項の 業務又は 特定被害 者法律援 助事業
第三十四 条第二項 第六号	前項 契約弁護 士等の この法律 の法律、 特定不法 行為等被 害者特例 法	特定不法 行為等被 害者特例 法第四條 の規定に より読み 替へて適 用する前 項
第三十五 条第一項	業務 契約弁護 士等 契約弁護 士等 法律援助 契約弁護 士等	業務及び 特定被害 者法律援 助事業
第三十五 条第二項 士等	契約弁護 士等 法律援助 契約弁護 士等	契約弁護 士等及び 特定被害 者法律援 助契約保 護士等
第三十五 条第二項 士等	契約弁護 士等 法律援助 契約弁護 士等	契約弁護 士等及び 特定被害 者法律援 助契約保 護士等
第四十二 条の第二 項	この法律 の法律、 特定不法 行為等被 害者特例 法	この法律 、特定不 法行為等 被害者特 例法
第四十二 条の第二 項	前項 この法律 の法律、 特定不法 行為等被 害者特例 法	特定不法 行為等被 害者特例 法第四條 の規定に より読み 替へて適 用する前 項
第四十六 条第一項 務	以外の業 務並びに 特定被害 者法律援 助事業	以外の業 務並びに 特定被害 者法律援 助事業
第四十六 条第三項 及び第 四項	特定不法 行為等被 害者特例 法第四條 の規定に より読み 替へて適 用する第 一項	特定不法 行為等被 害者特例 法第四條 の規定に より読み 替へて適 用する第 一項
第四十六 条第五項	前各項 特定不法 行為等被 害者特例 法第四條 の規定に より読み 替へて適 用する第 一項、第 二項及び 同条の規 定により 読み替へ て適用す る前二項	特定不法 行為等被 害者特例 法第四條 の規定に より読み 替へて適 用する第 一項、第 二項及び 同条の規 定により 読み替へ て適用す る前二項
第四十八 条の表第 三條第三 項の項	個別法 及び個別 法 総合法律 支援法 (平成十 六年法律 第七十四 号)	及び個別 法 総合法律 支援法 (平成十 六年法律 第七十四 号)
第七十四 号	業務の特 例並びに 宗教法人 による財 産の処分 及び管理 の特例に 関する法 律(令和 五年法律 第八十九 号。以下 「特定不	業務の特 例並びに 宗教法人 による財 産の処分 及び管理 の特例に 関する法 律(令和 五年法律 第八十九 号。以下 「特定不

[illegible]

		第五十四業務以外業務及び特定被害者法律援助 条第一項
		第五号 事業以外
		第五十四第四十二第四十二条の二第二項（特定 条第一項）条の二第二項不法行為等被害者特例法第四 第八号 二項 条の規定により読み替えて適 用する場合を含む。）
		（法務省令への委任）
		第五条 この章に定めるもののほか、この章の規 定の実施に関し必要な事項は、法務省令で定め る。
		第三章 宗教法人による財産の処分及び管 理の特例
		第六節 解釈規定
		第六条 この章のいかなる規定も、文部科学大臣 及び都道府県知事に対し、宗教法人における信 仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる 形においても調停し、若しくは干渉する権限を 与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進 退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する 権限を与えるものと解釈してはならない。
		2 この章のいかなる規定も、宗教法人が公共の 福祉に反した行為をした場合において他の法令 の規定が適用されることを妨げるものと解釈し てはならない。
		第二節 指定宗教法人による財産の処分 及び管理の特例 （指定宗教法人の指定） 第七条 所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれに も該当すると認めるときは、当該対象宗教法人 を指定宗教法人として指定することができる。 一 当該対象宗教法人に係る特定不法行為等に 係る被害者が相当多数存在することが見込ま れること。 二 当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の 状況を把握する必要があること。 前項の規定による指定宗教法人の指定（以下 単に「指定宗教法人の指定」という。）をしよ うとする場合においては、所轄庁は、当該所轄 庁が文部科学大臣であるときはあらかじめ宗教 法人審議会に諮問してその意見を聴き、当該所 轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文 部科学大臣を通じて宗教法人審議会の意見を 聴かなければならない。 3 所轄庁は、指定宗教法人の指定をする場合に は、その旨及び当該指定宗教法人の名称、主た な事務所の所在地その他当該指定宗教法人を

特定するために必要な事項を公示しなければならない。

4 指定宗教法人の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 所轄庁は、指定宗教法人の指定をしたときは、速やかに、その旨を当該指定宗教法人に通知しなければならない。

6 所轄庁は、公示された事項に変更があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定宗教法人の指定の解除)

第八条 所轄庁は、指定宗教法人について指定宗教法人の指定を受けるべき事由が消滅したと認めるときは、当該指定宗教法人の指定を解除しなければならない。

2 前条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(指定宗教法人の指定の失効)

第九条 指定宗教法人の指定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 当該指定宗教法人に係る特定解散命令請求等に係る裁判が確定したとき。

二 当該指定宗教法人に係る特定解散命令請求等の取下げがあったとき。

三 当該指定宗教法人が解散したとき（第一号に該当するときは除く。）。

2 第七条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例)

第十条 指定宗教法人は、宗教法人法第二十三条の規定による公告をするほか、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、当該不動産の処分又は担保としての提供の少なくとも一月前に、所轄庁に対し、その要旨を示してその旨を通知しなければならない。

2 所轄庁は、指定宗教法人から前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければならない。

3 宗教法人法第二十四条の規定は、第一項の規定に違反してした不動産の処分又は担保としての提供について準用する。

(財産目録等の作成及び提出の特例)

第十一条 指定宗教法人の指定があった場合における宗教法人法第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「財産目録及び収支計算書を」とあるのは「当該会計年度の収支計算書を、毎会計年度の各四半期（会計年度の期間を

三月ごとに区分した各期間をいう。第四項において同じ。終了後二月以内に当該四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ」と、同条第二項第三号中「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、同条第四項中「ならない」とあるのは「ならず、また、同項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第三号に掲げる書類が毎会計年度の各四半期終了ごとに作成されたものであるときは、その作成後十日以内にその写しを所轄庁に提出しなければならない」と、同条第五項中「前項」とあるのは「前項（特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

2 前項の場合における宗教法人法第八十八条の規定の適用については、同条第四号中「第二十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「特定不法行為等被害者特例法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項若しくは第二項」と、同条第五号中「第二十五条第四項」とあるのは「特定不法行為等被害者特例法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第四項」とする。

第三節 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例

(特別指定宗教法人の指定等)

第十二条 所轄庁は、対象宗教法人が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を特別指定宗教法人として指定することができる。

一 第七条第一項各号のいずれにも該当すること。

二 当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該対象宗教法人について、その財産の隠匿又は散逸のおそれがあること。

2 前項の規定により対象宗教法人が特別指定宗教法人として指定されたときは、当該対象宗教法人（当該指定を受けた時において既に指定宗教法人の指定を受けているものを除く。）は、

指定宗教法人の指定を受けたものとみなす。

3 第七条（第一項を除く。）及び第八条の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において

て、同項の規定により特別指定宗教法人として指定された対象宗教法人について、同項第二号に規定する事由が消滅したことを理由として特別指定宗教法人の指定が解除されたとき（当該対象宗教法人が同項第一号に規定する事由に引き続き該当するときに限る。）は、当該対象宗教法人は、当該解除がされた日に指定宗教法人の指定を受けたものとみなす。

4 指定宗教法人が特別指定宗教法人として指定された場合における当該指定宗教法人について、第八条第一項の規定により指定宗教法人の指定が解除されたとき又は第九条第一項の規定により指定宗教法人の指定が効力を失ったときは、当該特別指定宗教法人は、第一項の規定による特別指定宗教法人の指定（以下単に「特別指定宗教法人の指定」という。）が解除されたものとみなす。

5 第七条第三項及び第五項の規定は、第三項後段及び前項の場合に準用する。

(財産目録等の閲覧の特例)

第十三条 特定不法行為等に係る被害者は、宗教法人法第二十五条第三項の規定により同条第二項各号に掲げる書類又は帳簿の閲覧を請求する場合のほか、当該特定不法行為等に係る対象宗教法人が特別指定宗教法人の指定を受けたときは、所轄庁に対し、当該対象宗教法人に係る次に掲げる書類の写しの閲覧を求めることができる。

一 第十一条第一項の規定により読み替えて適用する宗教法人法第二十五条第四項の規定により提出された同条第二項第三号に掲げる書類

二 宗教法人法第二十五条第四項の規定により特別指定宗教法人の指定前に提出された同条第二項第三号に掲げる書類（特別指定宗教法人の指定があった日の属する会計年度の前会計年度（同日が当該特別指定宗教法人の会計年度終了後四月以内の日である場合において、当該前会計年度に係る書類が提出されていないときにあっては、前々会計年度）に係るものに限る。）

2 前項の規定により閲覧をした特定不法行為等に係る被害者は、当該閲覧により知り得た事項を、当該特定不法行為等に関する自己の権利を実現する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

第四節 補則

(特定解散命令請求等の所轄庁への通知)

第十四条 裁判所は、特定解散命令請求等があったとき（当該特定解散命令請求等が所轄庁によ

り行われたものである場合を除く。）は、所轄庁に対し、その旨を通知しなければならない。（宗教法人審議会の所掌事務の特例）

第十五条 宗教法人審議会は、宗教法人法第七十一条第二項に規定する事項のほか、この章の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

(聴聞の特例)

第十六条 宗教法人法第八十条第四項の規定は、指定宗教法人の指定及び特別指定宗教法人の指定に係る聴聞について準用する。

(事務の区分)

第十七条 この章の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五節 罰則

第十八条 指定宗教法人の代表役員、その代務者又は仮代表役員が、第十条第一項の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第二章及び附則第三条第二項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（次条及び同項において「一部施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

第二条 支援センターは、一部施行日前においても、特定被害者法律援助事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

第三条 この法律の規定は、この法律の施行前にその請求が行われ又はその手続が開始された特定解散命令請求等に係る宗教法人についても適用する。

2 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間における第三条第一項（第一号及び二に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ハ中「書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）

り行われたものである場合を除く。）は、所轄庁に対し、その旨を通知しなければならない。（宗教法人審議会の所掌事務の特例）

「とあるのは「書類」と、「必要な書類又は電磁的記録」とあるのは「必要な書類」と、同号二中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」とする。

3 第十一条第一項の規定は、指定宗教法人の指定があつた日（第十二条第二項の規定により指定宗教法人の指定を受けたものとみなされた対象宗教法人にあつては、当該指定宗教法人の指定を受けたものとみなされた日。次項において同じ。）の属する四半期（指定宗教法人の会計年度の期間を三月ごとに区分した各期間をいう。次項において同じ。）から適用する。

4 前項の場合において、指定宗教法人の指定があつた日の属する四半期がこの法律の施行の日を含むものであるときは、当該四半期に係る第十一条第一項の規定の適用については、同項中「収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ」とあるのは「及び収支計算書を」と、「貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」とあるのは「収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」とあるのは「収支計算書」とする。

5 前項の場合における第十一条第二項の規定の適用については、同項中「特定不法行為等被害者特例法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項」とあるのは、「特定不法行為等被害者特例法附則第三条第四項の規定により読み替えて適用する特定不法行為等被害者特例法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項」とする。

6 第十三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に提出された同号に掲げる書類の写しについても適用する。

（この法律の失効）

第五条 この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

2 この法律の失効前に支援センターが特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。

4 前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、その施行の状況等を勘案し、この法律の延長及び財産保全の在り方を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。